

2017年1月15日（毎月15日発行）



迎

社會保險診療報酬支払労働組

担当の先生方から活発に意見

よ  
く

台流れの場合は所轄の税務から指摘がありますのでご意ください。

今、相続政策についての相談が年々、増えています。相談内容は単なる税金の問題だけでなく、いかにスムーズに資産を次の世代に引き継ぐかという「相続承継」の問題です。従来の民法の規定では、高齢家族の財産保護や相続対策に制限が加えられていましたが、2006年の信託法の改正によって、幅広く柔軟に応用できるようになります。そこで、今回は、信託を活用した贈与（税）対策の

内容を3回シリーズに分けて紹介します。

まず、信託って何?と思っている方が多いと思います。信託とは、「信じて託すこと」といわれます。しかし、これだけでは意味がよく分からぬいですよね。

親戚の子供に渡すために、両親にお年玉を預け、子供へ渡してもらう、どうったことも立派な信託行為です。

信託行為には、必ず登場人物が3人でできます。頼む人（委託者）、頼まれる人（受託者）、利益を受ける人（受益者）。

がありますが、もつとも代表的なプランをご紹介します。一つは「高齢の方の認知症対策」です。認知症などになってしまふと、本人の意思能力がないという事で一切の法律行為（例えば、売買・贈与契約など）ができなくなります。しかし、信託による信託契約があれば、財産管理や家族のための支出、相続税対策が柔軟に行なうことができます。

例えば、図解のように、父

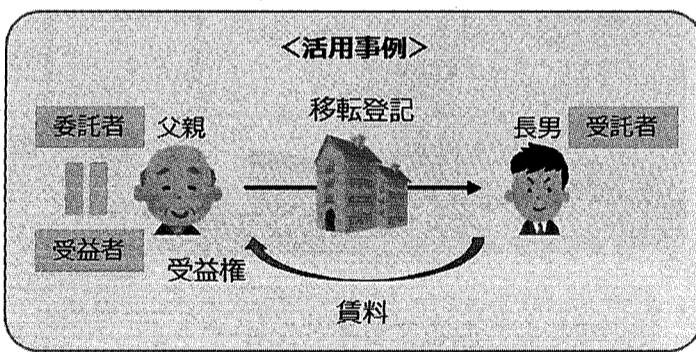
え、相続税対策などが実行できます。また、税務上は父親が受益者であるため信託に伴う所得税、贈与税、消費税は発生しません。

これ以外にも、信託を活用することで、不動産を移転する際の不動産取得税等の免除規定を適用しながら、不動産の共有問題の解決につなげることも可能になります。

# 家族の・家族による・ 家族のための

# 民事信託

税理士法人あおば  
税理士 三瀬 義男



休業保障給付（11月審査分）

年齢	医 歯	新 継	給付期間	日 数	口 数	給付額 (万円)	備 考
70	医	新			3	150.0	弔慰給付のみ
61	歯	継	9 / 1 ~ 9 / 30	30	5	45.0	長期療養給付
68	医	新	10 / 1 ~ 10 / 31	31	5	93.0	
66	歯	新	10 / 1 ~ 10 / 31	31	5	124.0	
65	歯	継	10 / 1 ~ 10 / 31	31	3	55.8	

### 休業保障にご加入の先生へ

ケガや病気で休業されたら協会事務局へ連絡を。

TEL.0742-33-2553 (担当:辰巳)

調書が提出されています。  
告漏れの場合は所轄の税務  
から指摘がありますのでご  
意ください。

# 奈良 保険医新聞

—発行所—  
奈良県保険医協会  
〒630-8013  
奈良市三条大路2-1-10  
TEL(0742)33-2553  
FAX(0742)34-9644  
<http://www.nara-hokenki.jp/>  
発行人 竹島廣憲  
年額 4,500円／月400円・送料共  
印 刷 きかんしコム

# 新春特別号